

委員等から部会に提出された意見書
(駐留軍用地跡地の有効利用の推進関連)

(別紙 2-1)

意見書様式(修正文案用)
(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

提出先の部会 総合部会

氏名: 眞喜志 康 明

委員

・ 専門委員

所属部会名:

部会

(素案)章・頁・行	本文	意見(修正文案等)	理由等
第3章・600頁・23行	国及び関係市町村	国及び関係市町村、 <u>地権者</u>	跡地利用推進法が掲げる基本理念の1つ(第3条第3項)に、“当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなされるもの”と謳われているとおり、所有者(地権者)等の合意形成は跡地利用の推進に欠かせないものであることから、連携の対象を国及び関係市町村に留めず、地権者まで拡充してもらいたい。
第3章・601頁・33行			
第4章・668頁・22行			
第4章・668頁・40行	同法の延長を含め、跡地利用推進上必要となる制度や施策等を国に求める必要がある。	同法の拡充を含め、 <u>関係者の意向を踏まえ、跡地利用推進上必要となる制度や施策等を国に求める必要がある。</u>	現行法要望時の未達成課題等もあることから、沖縄県には、制度や施策の単純延長ではなく、少なくとも制度を拡充させる姿勢で国との協議に臨んでもらいたい。 国に制度や施策等を求めていく際、その内容は関係者の意向を踏まえたものでなければ制度や施策として不十分なものとなってしまう。そのため、関係者の意向を踏まえた取り組みを行えるよう、課題として明記してもらいたい。

※様式のデータはあらかじめメールでご案内しておりますが、県ホームページへも掲載しています。

※意見については、郵送、FAX又はメールにて、各回の会議開催1週間前までに、提出先の部会担当者あてに提出願います。
〆切を過ぎてしまいますと、翌々回の会議における対応となりますので、あらかじめご了承ください。

(別紙 2-1)

意見書様式(修正文案用)
(沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)等総点検報告書(素案)に対する意見)

提出先の部会 総合部会

氏名: 眞喜志 康 明

委員

・ 専門委員

所属部会名: 部会

(素案) 章・頁・行	本文	意見(修正文案等)	理由等
第4章・669頁・8行	<p>特定給付金の支給については、土地の使用収益が可能と見込まれる時期を勘案して、政令において支給の限度となる期間を定めることから、地権者が不利益を被ることはないよう取り組む必要がある。</p>	<p>給付金の支給については、返還によって、地権者が不利益を被ることがないよう、支給限度額の撤廃に向けた取り組みが必要である。 また、特定給付金の支給については、土地の使用収益が可能と見込まれる時期を勘案して、政令において支給の限度となる期間を定めることから、地権者が不利益を被ることがないよう取り組む必要がある。</p>	<p>現行法では、一の所有者(市町村有地も含む)に対する給付金(属人的)支給が規定されておらず、土地に対する給付金(属地的)ではないことから、一の地権者が所有する2つ以上の土地が期間を分けて返還された場合、先の返還地の使用収益に時間がかかっていた等の理由から、一年間の支給額(1千万円)に該当する可能性以外にも支給総額の3千万円の限度額に該当し、給付金が支給されなくなる可能性なども懸念される。同法の第10条に謳われている「駐留軍用地の返還に伴う駐留軍用地跡地の所有者等の負担の軽減」を図るという目的に則り、地権者の不利益を生じさせないよう、支給限度額の撤廃に向け、新法制定(改正)に向けた沖縄県による取り組みを明記してもらいたい。</p>

※様式のデータはあらかじめメールでご案内しておりますが、県ホームページへも掲載しています。

※意見については、郵送、FAX又はメールにて、各回の会議開催1週間前までに、提出先の部会担当者あてに提出願います。お切を過ぎてしまいますと、翌々回の会議における対応となりますので、あらかじめご了承ください。

(別紙 2 - 3)

沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）等
総点検報告書（素案）に対する意見書

令和元年 9 月 2 日

沖縄県振興審議会第 3 回総合部会

仲宗根君枝

2 跡地利用について

産業機能の導入の検討については、アジア規模の視点から可能性を吟味するとあるが、これまでの利用については、読谷補助飛行場跡地以外は、大型商業施設や宿泊施設等の建設が主となっているので、第三次産業関連施設以外の産業集積施設を検討願いたい。